

田収発第 104 号
平成22年 1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也 殿

青森県田子町長
松 橋 良 則

青森県が策定予定の「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」に関して青森・岩手両県が連携して次世代に引き継ぐ資料展示施設を整備することについての要望書

平素より、青森・岩手県境不法投棄事案における廃棄物等の全量撤去による原状回復対策については、担当・関係者の日夜の努力が重ねられ、順調に実施されていることに敬意と感謝を申し上げます。

さて、今般青森県は、平成21年11月14日に開催した第30回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会において、青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画(案)を示されました。本計画(案)における三つの施策内容のうち、「情報発信」は、原状回復事業の教訓、経験、知恵、技術の蓄積を貴重な財産として次代に引き継ぎ、本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせてはならないとのメッセージへとつなげるための取り組みであり、その崇高なる目的は評価に値するものと考えております。

これらについては、当町では平成15年に、岩手県がこの事案に係る特定支障除去等事業実施計画を策定する以前の段階から、現場の環境再生と現地における展示学習施設の必要性を岩手県にも要望申し上げてきました。このたびはあらためて、青森県が環境再生計画を策定する前に、別添の要望書を青森県に提出したところでございます。ここにおいては、青森県が岩手県と連携し、来訪者が不法投棄現場から原状回復そして環境再生への道筋が一目で一望できる両県にまたがる現地に、次世代に引き継ぐ資料展示施設を整備することを要望しております。

つきましては、岩手県におかれましてもこれらについてご勘案いただき、青森県と連携して両県にまたがる現地に、次世代に引き継ぐ資料展示施設を整備することについて再度要望を申し上げます。